2　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　14日以内の期間　312点

ロ　15日以上30日以内の期間　167点

3　当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２３８－３に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

4　当該病棟に入院している特定患者については、注１及び注２の規定にかかわらず、区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料の注８に規定する特定入院基本料の例により算定する。この場合において、区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料の注８中「13対１入院基本料又は15対１入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは､「特定患者」とする。

5　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　臨床研修病院入院診療加算

ロ　在宅患者緊急入院診療加算

ハ　診療録管理体制加算

ニ　医師事務作業補助体制加算

ホ　乳幼児加算・幼児加算

ヘ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

ト　特殊疾患入院施設管理加算

チ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

リ　看護配置加算

ヌ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

ル　地域加算

ヲ　離島加算

ワ　療養環境加算

カ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算

ヨ　二類感染症患者療養環境特別加算

タ　重症者等療養環境特別加算

レ　強度行動障害入院医療管理加算

ソ　医療安全対策加算

ツ　感染防止対策加算

ネ　患者サポート体制充実加算

ナ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算

ラ　退院調整加算

ム　救急搬送患者地域連携受入加算

ウ　後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

Ａ１０７　削除

Ａ１０８　有床診療所入院基本料（１日につき）

１　有床診療所入院基本料１

イ　14日以内の期間　771点

ロ　15日以上30日以内の期間　601点

ハ　31日以上の期間　511点

２　有床診療所入院基本料２

イ　14日以内の期間　691点

ロ　15日以上30日以内の期間　521点

ハ　31日以上の期間　471点

３　有床診療所入院基本料３

イ　14日以内の期間　511点

ロ　15日以上30日以内の期間　381点

ハ　31日以上の期間　351点

注１　有床診療所（療養病床に係るものを除く。）であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2　当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２３８－３に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

3　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して７日を限度として、有床診療所一般病床初期加算として、１日につき100点を所定点数に加算する。

4　夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、夜間緊急体制確保加算として、１日につき所定点数に15点を加算する。

5　医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者（有床診療所入院基本料１又は有床診療所入院基本料２を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　医師配置加算１　88点

ロ　医師配置加算２　60点

6　看護配置につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者（有床診療所入院基本料１又は有床診療所入院基本料２を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　看護配置加算１　25点

ロ　看護配置加算２　10点

ハ　夜間看護配置加算１　80点

ニ　夜間看護配置加算２　30点

7　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点（在宅療養支援診療所（区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。）にあっては、2,000点）を所定点数に加算する。